（略）	（略）	（略）
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	農林水産消費安全技術センター	部長　有害物質等分析調査統括チーム長　認定センター所長　事務所長　課長　室長　分室長　主任精度管理官　上席表示監視官　課長補佐（人事、労務、経理又は企画担当の者に限る。）　労務管理官　分室長補佐（人事、労務、予算又は文書担当の係長（人事課、会計課及び企画調整課に置くものに限る。）
（略）	（略）	（略）

○農林水産省告示第千五百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年七月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　東京都あきる野市養沢字奥養沢一五九一のニ、一六〇三のイ五

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都庁及びあきる野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年七月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　長野県上田市東内字横辻一一九四の八、一一九四の二、字小平六一五九七の口、一五九九の口、一六〇〇の口、一六〇一の口、一六〇三の口、一六〇四から一六〇七まで、一六二二の八の一、一六二二の八の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年七月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　長野県東筑摩郡生坂村二六九一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び生坂村役場に備え置いて縦覧に供する。）

（略）	（略）	（略）
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	農林水産消費安全技術センター	部長　有害物質等分析調査統括チーム長　事務所長　課長　室長　分室長　審査官　主任精度管理官　上席表示監視官　課長補佐（人事、労務、経理又は企画担当の者に限る。）　労務管理官　分室長補佐　人事、労務、予算又は文書担当の係長（人事課、会計課及び企画調整課に置くものに限る。）
（略）	（略）	（略）

○農林水産省告示第千五百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年七月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　長野県千曲市大字桑原字小坂東二〇九八、二〇九九の一、二一〇〇の八、二一〇〇の六七、二一〇〇の一〇〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び千曲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年七月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　長野県東筑摩郡麻績村麻字坂道下三三七、字ウト三三八から三四一まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び麻績村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年七月四日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　長野県木曽郡南木曽町読書一〇七八の二一・一〇七八の二二・一〇七八の九五・一〇七八の一〇一・一〇七八の一〇二・一〇七八の一三八・一〇七八のイの一一・一〇七八のイの三二（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇七八の一、一〇七八の三から一〇七八の六まで、一〇七八の一〇九、一〇七八の一三九から一〇七八の一四四まで、一〇七八のイの三三、一〇七八のイの三四、一〇七八のロ、一〇七八のト、一〇七九の二、一〇七九の三、一〇八一の一、一〇八一の二、一〇八一の七から一〇八一の九まで、一一一九の一から一一一九の三まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備